法第２条（用語の定義）建築物

立体自動車車庫

① 建築物内に設けられる機械式自動車車庫は当然建築物であるが、屋根及び壁を有しない機械式自動車車庫で高さが８ｍを超えるものは、法第２条第１号の「高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設」に該当する建築物として扱う。

② 屋根及び壁を有しない高さ８ｍ以下の機械式自動車車庫は工作物であり、令第１３８条第３項第２号に該当するもののみが、確認申請及び法第４８条の許可の対象となる。

③ 機械式自動車車庫で床として認識することが困難なものは、駐車台数１台につき１５㎡として床面積を算定する。また、建築物内に設置される機械式自動車車庫は建築物の一部であるため、駐車台数１台につき１５㎡として床面積を計算した数値と、各階の床と同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値を床面積とする。

④ 階層が不明瞭なもの（拡がりをもった床版がないもの及び床版が可動式のもの）の階数は１とする。（昭和５０年告示第６４４号、昭和３５年住発第３６８号、昭和５９年東住指発第１４３号、昭和６１年住指発第１１５号）

